

平成31年第1回定例会会議録 8日目

◇ 招集年月日 平成31年3月11日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

| 議席 番号 | 氏名 | 応 不 | 出 欠 | 議席 番号 | 氏名 | 応 不 | 出 欠 |
|----------|------|--------|--------|----------|-------|--------|--------|
| 1 | 赤松紀幸 | 応 | 出 | 5 | 近藤由美子 | 応 | 出 |
| 2 | 村尾重利 | 〃 | 〃 | 6 | 森岡健治 | 〃 | 〃 |
| 3 | 山下智恵 | 〃 | 〃 | 7 | 加藤康幸 | 〃 | 〃 |
| 4 | 関本豊 | 〃 | 〃 | | | | |

| 正・副議長 | 氏名 |
|-------|------|
| 議長 | 赤松紀幸 |
| 副議長 | 村尾重利 |

| 事務局職員 | 氏名 |
|-------|-------|
| 事務局長 | 森本秀行 |
| 書記 | 岡崎智恵子 |

◇ 開 会

議長、平成31年第1回定例会第8日目を宣告（9：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

| 議席番号 | 氏 名 |
|------|---------|
| 4 番 | 関 本 豊 |
| 5 番 | 近 藤 由美子 |

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 坂 本 浩 | 会計管理者兼出納室長 | 大 谷 吉 廣 |
| 副 町 長 | 須 山 定 保 | 建 設 環 境 課 長 | 谷 口 健 二 |
| 教 育 長 | 三 好 秀 二 | 町 民 課 長 | 久保田 忠 |
| 総 務 課 長 | 八十島 温 夫 | 保 健 福 祉 課 長 | 上 本 恵 子 |
| 防 災 安 全 課 | 成 川 良 洋 | 教 育 課 長 | 井 上 靖 |
| ふるさと創生課長 | 友 岡 純 | 代 表 監 査 委 員 | 榎 本 孝 幸 |
| 農 林 振 興 課 長 | 小 西 亨 | | |

| | |
|--------|---|
| 議 長 | <p>これから本日の会議を開きます。 (9:30)</p> <p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、33件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者を報告します。</p> <p>本日の会議に出席する者は、町長、副町長、教育長、総務課長、防災安全課長、ふるさと創生課長、農林振興課長兼農業委員会事務局長、町民課長、会計管理者兼出納室長、建設環境課長、保健福祉課長、教育課長、代表監査委員の13名です。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から、平成30年11月、12月、平成31年1月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等について事務局長に報告をさせます。</p> |
| 森本事務局長 | 「議長」 |
| 議 長 | 「森本事務局長」 |
| 森本事務局長 | 議会閉会中におけます議会の主要行事、事務等について報告します。 |
| | <p>12月17日、全員協議会が開催されました。1月3日、平成31年成人式が開催され、議長、総務委員長が出席しました。1月17日、愛媛県町村議会議長会第4回全員協議会が松山市で開催され議長が出席しました。2月7日、第46回滑床自然休養林等保護管理協議会</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>総会が開催され議長が出席しました。2月18日、愛媛県町村議会議長会第70回定期総会が松山市で開催され議長が出席しました。2月20日、平成31年宇和島地区広域事務組合議会3月定例会が宇和島市で開催され議長が出席しました。</p> <p>以上が、議会閉会中の主要行事であります。</p> |
| 議 長 | <p>日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番関本豊議員、5番近藤由美子議員を指名します。</p> |
| 議 長 | <p>日程第2 承認第1号「専決処分の承認について（松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例）」から、日程番号の順を追い、</p> |
| 議 長 | <p>日程第7 承認第6号「専決処分の承認について（平成30年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」までを一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂 本 町 長 | <p>「議長」</p> |
| 議 長 | <p>「坂本町長」</p> |
| | <p>それでは、承認第1号から承認第6号については、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。</p> |
| | <p>昨年、社会一般の情勢に適応した公務員の給与を確保し、その水準を民間企業従業員と均衡させるため、国の人事院及び県人事委員会において給与見直しの勧告がなされました。</p> |
| | <p>本町ではこの勧告に準じ、議会議員及び特別職の期末手当と一般職の月例給、勤勉手当について引き上げを実施することとしました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年1月29日付けで専決処分をし、条例改正及び補正予算につきまして、同条第3項の規定にもとづき、その承認を求めるものであります。</p> |
| | <p>承認第1号から第3号では関連する「松野町議会議員に対する期末手当支給条例」、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」、「松野町一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正するもので、内容</p> |

としましては、議会議員及び特別職においては期末手当の平成30年12月期分を0.05月引き上げ1.775月に、年間の総支給月数を3.35月とし、平成31年からは期末手当の支給割合を調整し、6月期並びに12月期分それぞれ1.675月にしようとするものであります。

また、一般職では県内における公民較差の解消分として、月例給を4月にさかのぼり平均0.26%引き上げ、併せて一般職のボーナスのうち勤勉手当の平成30年12月期分を0.05月引き上げることとし、期末手当を合わせた総支給月数を4.45月とするものであります。

なお、平成31年からは勤勉手当の支給割合を調整し、6月期分並びに12月期分をそれぞれ0.925月とするものであります。

続いて、承認第4号「平成30年度松野町一般会計補正予算（第6号）」のほか、特別会計2会計の補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案いたします3会計の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の調整分をそれぞれ計上し、承認第4号「平成30年度松野町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ166万5千円を追加し、補正後の予算総額を38億4千611万3千円としております。

歳出予算の補正内容は、人事院勧告に伴う一般職71名の給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金と特別職及び議会議員に係る期末手当の計161万4千円と特別会計繰出金5万1千円を追加し、これらの歳出予算に対応いたします歳入予算の補正としましては、9款地方交付税166万5千円を追加しております。

次に、承認第5号「平成30年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に5万1千円を追加し、補正後の予算総額を5億9千857万円としております。

補正内容は、歳出では、1款総務費に、人事院勧告に伴う人件費の

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>調整により、一般職 2 名分の給料 1 万 6 千円、共済費 3 万 5 千円をそれぞれ追加し、これに対応する歳入としましては、7 款繰入金 5 万 1 千円を追加しております。</p> <p>最後に、承認第 7 号「平成 3 0 年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額に 3 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額 9 千 3 6 万 2 千円としております。</p> <p>補正内容は、歳出では、1 款総務費に、人事院勧告に伴う人件費の調整により、一般職 2 名分の給料 2 万円、職員手当等 5 千円、共済費 1 万円をそれぞれ追加し、これに対応する歳入としては、4 款繰越金 3 万 5 千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>（質疑 ～ なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第 1 号から承認第 6 号までの各案は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第 1 号から承認第 6 号までの各案は、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、議案ごとに行います。</p> <p>最初に、承認第 1 号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>（反対討論 ～ なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから承認第1号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第1号「専決処分の承認について(松野町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、承認第2号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから承認第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第2号「専決処分の承認について(特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、承認第3号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから承認第3号を採決します。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> |
| | | <p>したがって、承認第3号「専決処分の承認について(松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> |
| | | <p>続いて、承認第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから承認第4号を採決します。</p> |
| | | <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> |
| 議 | 長 | <p>したがって、承認第4号「専決処分の承認について(平成30年度松野町一般会計補正予算(第6号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> |
| | | <p>続いて、承認第5号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから承認第5号を採決します。</p> |
| 議 | 長 | <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>したがって、承認第5号「専決処分の承認について（平成30年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、承認第6号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>（反対討論 ～ なし）</p> |
| 議 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>（賛成討論 ～ なし）</p> |
| 議 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから承認第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（起立 ～ 全員）</p> |
| 議 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第6号「専決処分の承認について（平成30年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p> |
| 議 長 | <p>日程第8 議案第1号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂 本 町 長 | <p>「議長」</p> |
| 議 長 | <p>「坂本町長」</p> |
| 坂 本 町 長 | <p>それでは、議案第1号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>昨年12月12日、町職員が虚偽有印公文書作成・同行使の罪状により起訴されました。改めてこの場を借りておわびを申し上げます。</p> <p>この職員の不幸事を引き起こした要因のひとつであります組織管理体制の不十分さを鑑み、私自身が町行政の最高責任者として、その責任を明らかにしたいとの考えによりまして、去る1月9日付けで松野町特別職報酬等審議会へ諮問し、慎重なる審議をいただいた結果、</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>現行給料月額5%、2ヶ月間の減給措置が妥当との答申を受けました。その結果にもとづきまして本条例の一部を改正するものであります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第1号は、即決したいと思っております。</p> |
| 議 | 長 | <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第1号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第1号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第9 議案第2号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の</p> |

| | | |
|------|------|---|
| | | <p>一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂本町長 | | 「議長」 |
| 議長 | 坂本町長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町長 | | <p>それでは、議案第2号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本町では、各課における職員相互の協力を重視し、グループ制により業務を遂行してきましたが、現状の業務を進める上では業務分担やその責任の曖昧さなど弊害もあることから、現行「班長」を「課長補佐」に、「主任」を「係長」とする係制へ移行し、職員個々のスキルアップを求めながら着実な業務執行を図ることとし、また4級職員の給料表につきましては、県並びに近隣市町と同様8号給追加したく、本条例の一部を改正するものであります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議長 | 坂本町長 | これから本案に対する質疑を行います。 |
| | | (質疑 ～ なし) |
| 議長 | 坂本町長 | 質疑なしと認めます。 |
| | | 続いて、本案に対する討論を行います。 |
| | | まず、原案に反対者の発言を許します。 |
| | | (反対討論 ～ なし) |
| 議長 | 坂本町長 | 次に、原案に賛成者の発言を許します。 |
| | | (賛成討論 ～ なし) |
| 議長 | 坂本町長 | 討論なしと認めます。 |
| | | お諮りします。 |
| | | ただいま議題となっております議案第2号は、即決したいと思いません。 |
| | | 御異議ありませんか。 |
| | | (異議なしの声) |

| | | |
|-----|---|---|
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第2号「松野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第10 議案第3号「松野町定住促進条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂本町 | 長 | 「議長」 |
| 議 | 長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町 | 長 | <p>それでは、議案第3号「松野町定住促進条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、平成26年6月26日に公布いたしました松野町定住促進条例が、平成31年3月31日をもって失効しますが、4月1日以降も、人口減少問題に積極的に対処していくため、引き続き定住促進施策が行えるよう条例の失効期限を平成37年3月31日まで延長するものであります。</p> <p>本町では、人口減少に歯止めをかけるため、平成27年度に策定した森の国松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略にもとづき、地方創生に向けた取り組みを進めているところであります。</p> <p>その戦略の基本目標の1つに若い世代の結婚・出産・子育ての応援を掲げており、これまでの定住促進施策では、若い世代が希望を抱いて結婚や子育てができるよう経済的な支援を実施しているところであります。</p> <p>人口減少問題を解決するためには、移住の促進とともに出生率を改</p> |

| | |
|---|--|
| 議 | <p>善し、出生数を増加させることが必要となりますが、子育て世代の人口が既に大幅に減少している現状もあり、人口減少に歯止めがかかるまでには長いスパンでの継続的な対策が必要であります。</p> <p>人口減少対策という町の最大の課題に立ち向かうためには、長期的な視点をもって、切れ目なく定住促進施策に取り組むことが必要であるため、今回、本条例の延長をお願いするものであります。</p> <p>よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第3号は、即決したいと思いません。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「松野町定住促進条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 議 | 長 | <p>日程第 1 1 議案第 4 号「松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂本町 | 長 | 「議長」 |
| 議 | 長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町 | 長 | <p>それでは、議案第 4 号「松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成 3 1 年 1 月 2 5 日に公布され、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る軽減判定所得の見直し等を行うものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | これから本案に対する質疑を行います。 |
| 議 | 長 | <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | 次に、原案に賛成者の発言を許します。 |
| 議 | 長 | <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第 4 号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第 4 号は即決することに決定しました。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 | <p>これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「松野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | <p>日程第12 議案第5号「松野町立保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂本町 | <p>長 「議長」</p> |
| 議 | <p>長 「坂本町長」</p> |
| 坂本町 | <p>長 議案第5号「松野町立保育所設置条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>吉野生保育園につきましては、昨年7月の豪雨災害によって、隣接する吉野生山村広場を災害ゴミの一時仮置き場としたことから、園児の安全、衛生面の確保の観点から吉野生保育園を松丸保育園に一時移転するという緊急措置を取らせていただいているところであります。御理解、御協力をいただきました保護者はじめ関係の皆様、この場を借りてお礼を申し上げます。</p> <p>さて、松丸保育園に吉野生保育園の園児が通園することになり、保護者の方からも、多くの人数で保育したほうが子どもの成長のためになるとか、手厚い保育ができるという意見が出されました。</p> <p>また、現在の吉野生保育園の園舎は老朽化が進んでおりまして、耐震診断において「倒壊する可能性がある」との判定を受けており、また立地場所についても急傾斜地崩壊危険箇所等の愛媛県の指定を受けている現状にあります。</p> <p>加えて、全国的な保育士の不足は当町においても深刻な問題であり、更に支援を必要とする園児が増加傾向にあることから、限られた保育士を有効に配置する必要もございます。こうしたことから、吉野生</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>保育園の保護者を対象として吉野生保育園の在り方に関する説明会を4回開催をいたしまして、保育園の今後の方向性等について、保護者の皆さんの御意見を聴取させていただきました。</p> <p>少子化における課題や行政サービス、施設の立地条件等、総合的な判断により、最終的に町長として、保育園を統廃合するとの重い決断をさせていただいたところであります。</p> <p>つきましては、吉野生保育園を廃止し、松丸保育園に統合いたしたく、併せて松丸保育園の名称につきましては「松野町立虹の森まつの保育園」に改称するものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | <p>長 これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>長 討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第5号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 | <p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第5号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> |
| 議 長 | <p>したがって、議案第5号「松野町立保育所設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第13 議案第6号「不器男記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂 本 町 長 | <p>「議長」</p> |
| 議 長 | <p>「坂本町長」</p> |
| 坂 本 町 長 | <p>それでは、議案第6号「不器男記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、本町が生んだ夭折の俳人芝不器男の生家であり、松丸旧街道のシンボリックな存在である不器男記念館の有効な利用と付加価値の創造を図るとともに、入館者の利便性の向上を図り、俳句文学を切り口としたまちの課題解決につなげるために条例の一部を改正するものであります。</p> <p>不器男記念館は、昭和63年の整備以来、芝不器男に関する資料の展示など芝不器男の顕彰と俳句文学の普及をとおして本町の文化の向上に寄与して参りました。</p> <p>現在、不器男記念館では、平成30年度より地域資源を活用したカルチャースクールの試験的な実施や町内の関係団体や近隣市町と連携した企画展などを開催し、不器男記念館に係わる関係者をはじめ、入館者が増加している状況であります。</p> <p>こうした取り組みにより、人が人らしく生きる力を引き出し、教育、福祉などの分野に結びつける人づくりと、地域を再生し地域に力を与え、観光や産業に結びつけるしごとづくりを加速させ、この人づくりとしごとづくりの両方を合わせたまちづくりを実現し、地域の課題を解決したいと考えております。</p> <p>今回の条例改正は、このような取り組みを本格的にスタートさせる</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>ため、不器男記念館において、地域資源や人材を活用した商品や俳句文学、芝不器男に関連する商品の販売行為を可能とする条文を第7条に規定しているほか、年間パスポート制度や各種割引制度の導入が可能となる入館料及び室貸切利用料金の設定など、館利用者の利便性向上を確保するために、別表の入館料及び使用料を改正することとしております。</p> <p>以上、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第6号は、即決したいと思います。</p> |
| 議 | 長 | <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第6号「不器男記念館の設置及び管理に関する条</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第14 議案第7号「目黒ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| <p>坂本町 議 長</p> | <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> |
| <p>坂本町 議 長</p> | <p>それでは、議案第7号「目黒ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>目黒ふるさと館は、国指定重要文化財目黒山形関係資料を保管展示する収蔵庫と庄屋屋敷をイメージして建てられた主屋や長屋門からなる施設であり、平成3年の整備以来、目黒山形関係資料や民具、林業道具等を展示し、森を囲んだ暮らしと生業を体感できる学習施設として、その役割を果たして参りました。</p> <p>開館当初は、目黒地区の特産品販売所も併設され賑わっておりましたが、ここ10年来、入館者数も年間100人程度で推移しているのが現状であります。</p> <p>近年、過疎化等によって地域の個性が失われていく中で、棚田や里山といった人々の生活や風土に深く結びついた地域特有の景観の重要性が見直され、その保護の必要性が認識されるようになってきました。</p> <p>目黒地区においては、美しい森林が拡がり、里の中央を目黒川が貫流し、周辺にのどかな田園風景を形成しております。</p> <p>現在、国の重要文化的景観の指定を目指し、その美しい景観の調査を実施しておりますが、目黒ふるさと館に収蔵されている目黒山形関係資料は、この景観の変遷等を考察する重要な歴史的な資料でもあります。また、平成30年3月から4月にかけて、目黒ふるさと館を活用した地域の魅力発信事業の取り組みが始まり、年間入館者数の6倍にもなる600人の入館者数を記録するなど、ふるさと館と地域住民</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>コミュニティの連携による今後の持続的運営の可能性を感じたところであります。</p> <p>今回の条例改正は、目黒ふるさと館を核に、良好な地域住民コミュニティ形成を図りながら目黒山形関係資料の認知度向上につながる事業の持続性を向上させ、固有の地域資源である文化的景観や人材を活用した商品等の販売行為を可能とする条文第7条に規定しているほか、年間パスポート制度や各種割引制度の導入が可能となる入館料及び部屋の貸切利用料金設定など、館利用者の利便性向上を確保するために、別表の入館料及び使用料を改正することとしております。</p> <p>以上、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第7号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 | 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第7号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第7号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 議 | 長 | <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第7号「目黒ふるさと館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第15 議案第8号「滑床宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」並びに、</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第16 議案第9号「林業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂本町 | 長 | 「議長」 |
| 議 | 長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町 | 長 | <p>議案第8号「滑床宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」並びに、議案第9号「林業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」は関連する内容でありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、滑床宿泊研修施設、通称「森の国ホテル」及び林業研修施設、通称「森の国ロッジ」の民間譲渡の公募実施に伴い、行政財産である両施設の設置及び管理に関する条例を廃止し、普通財産へ切り替える必要があることから、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第8号並びに議案第9号は、即決したいと思っております。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>議</p> <p>長</p> | <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号並びに議案第9号は、即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、議案ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第8号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| <p>議</p> <p>長</p> | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| <p>議</p> <p>長</p> | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第8号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| <p>議</p> <p>長</p> | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第8号「滑床宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第9号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| <p>議</p> <p>長</p> | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| <p>議</p> <p>長</p> | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第9号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 | <p>長 起立全員です。</p> <p>したがって、議案第9号「林業研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | <p>長 日程第17 議案第10号「ふれあい交流館（交流部門）の指定管理者の指定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 議 | <p>長 「議長」</p> |
| 坂 本 町 | <p>長 「坂本町長」</p> |
| 議 | <p>長 議案第10号「松野町ふれあい交流館（交流部門）の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、JR松丸駅構内の松野町ふれあい交流館のうち交流部門の指定管理者につきまして、NPO法人森の国ネットを指定しようとするものであります。</p> <p>松野町ふれあい交流館の交流部門につきましては、公益的な観光事業を推進する組織でありますNPO法人森の国ネットが、平成26年度から本年度までの5年間、指定管理者として観光案内所のほか展示ギャラリー、コンコースなどの施設管理、運営に携わっておりまして、これまでの経験、実績等を踏まえ、松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、その地域性、公益性、事業効果を期待し、公募によらず引き続き同法人を指定しようとするものであります。</p> <p>今回の指定の期間は平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間としておりますが、これは、現在進めております松野町庁舎整備事業計画において、新庁舎における情報コーナーの設置などインフォメーション機能の強化が検討されておりまして、現在の観光案内所との役割分担や位置づけを精査し、場合によっては新しい体制に変更する可能性もあることから、指定管理期間を庁舎完成までの</p> |

| | | |
|---------|---|---|
| | | <p>3年間としております。</p> <p>以上、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第10号は、即決したいと思います。</p> |
| 議 | 長 | <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第10号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第10号「ふれあい交流館(交流部門)の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第18 議案第11号「万年荘の指定管理者の指定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂 本 町 長 | 長 | <p>「議長」</p> |

| | |
|----------------------|---|
| <p>議 坂 本 町 長</p> | <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、議案第11号「万年荘の指定管理者の指定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、万年荘の指定管理者に、NPO法人森の国ネットを指定しようとするものであります。</p> <p>森の国ホテル及び森の国ロッジの経営主体を民間へと移行しようとする中で、滑床溪谷における万年荘の公的な位置付けや求められる機能、本町の公益観光を担う組織の活動など、これらの重要性がますます高まっていくと考えられます。</p> <p>このことから、指定管理者の選定にあたっては松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、同法人の円滑かつ中立的な立場、地域性、事業効果を期待し、引き続きNPO法人森の国ネットを指定管理者として指定するものであります。</p> <p>具体的な指定の内容につきましては、今回から、万年荘管理棟と合わせて、公衆トイレや駐車場等、滑床溪谷内の利便施設の管理を含めることとし、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。</p> <p>なお、町といたしましても、今後の状況を踏まえながら、滑床溪谷の公共施設の維持管理、観光客の利便性確保につきましては、指定管理者及び関係団体等と十分な連携をとり、対処して参りたいと考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| <p>議 議</p> | <p>長 長</p> <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> |

| | | |
|-----|---|---|
| 議 | 長 | <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> |
| 議 | 長 | <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第11号は、即決したいと思いを ます。</p> |
| 議 | 長 | <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第11号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第11号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> |
| 議 | 長 | <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第11号「万年荘の指定管理者の指定について」 は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第19 議案第12号「松野町獣肉処理加工施設の指定管理者 の指定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂本町 | 長 | 「議長」 |
| 議 | 長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町 | 長 | <p>それでは、議案第12号「松野町獣肉処理加工施設の指定管理者の 指定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、松野町獣 肉処理加工施設の指定管理者に、NPO法人森の息吹を指定しようと するものであります。</p> <p>NPO法人森の息吹は、松野猟友会、目黒猟友会に所属する町内の 狩猟者が中心となって構成している組織でありまして、平成25年8</p> |

| | | |
|---|---|--|
| | <p>月に結成以来、鳥獣被害対策を総合的に推進する専門的かつ町内唯一の組織として、有害鳥獣の捕獲活動や鳥獣被害防止対策を積極的に実践されており、その成果は、既に御承知のとおりであります。</p> <p>併せて、平成26年4月より、獣肉加工処理施設の指定管理者として、町内で捕獲された野生鳥獣の受け入れ、獣肉の活用などについても、専門的な知識と経験を蓄積されているところであり、関係機関にも非常に高い評価を得ているところであります。</p> <p>この指定におきましては松野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、町内産業への波及効果、行政や商工会等との協力体制の構築などの面から、また施設管理に必要な独自のノウハウ、これまでの実績など総合的な判断により、公募によらず、同法人を指定管理者の候補者として選定するものです。</p> <p>なお、指定の期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。</p> <p>以上、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> | |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第12号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 議 | 長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第12号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第12号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第12号「松野町獣肉処理加工施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | 長 | <p>日程第20 議案第13号「工事請負契約の締結について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> |
| 坂本町 | 長 | 「議長」 |
| 議 | 長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町 | 長 | <p>議案第13号「工事請負契約の締結について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、林道日吉松野線災害復旧工事につきまして、去る2月26日に指名競争入札を執行いたしました結果、北宇和郡松野町大字松丸399番地、株式会社松野建設代表取締役山口しおり氏が消費税を含め5千76万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の定めるところにより、議会の議決をお願いするものであります。</p> |
| 議 | 長 | <p>よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> |
| 議 | 長 | <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> |

| | | |
|-----|---|--|
| 議 | 長 | (反対討論 ～ なし) |
| 議 | 長 | 次に、原案に賛成者の発言を許します。 |
| 議 | 長 | (賛成討論 ～ なし) |
| 議 | 長 | 討論なしと認めます。 |
| 議 | 長 | お諮りします。 |
| 議 | 長 | ただいま議題となっております議案第13号は、即決したいと思います。 |
| 議 | 長 | 御異議ありませんか。 |
| 議 | 長 | (異議なしの声) |
| 議 | 長 | 異議なしと認めます。 |
| 議 | 長 | したがって、議案第13号は即決することに決定しました。 |
| 議 | 長 | これから議案第13号を採決します。 |
| 議 | 長 | 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 |
| 議 | 長 | (起立 ～ 全員) |
| 議 | 長 | 起立全員です。 |
| 議 | 長 | したがって、議案第13号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。 |
| 議 | 長 | 日程第21 議案第14号「町道の路線認定について」を議題とします。 |
| 議 | 長 | 町長に提案理由の説明を求めます。 |
| 坂本町 | 長 | 「議長」 |
| 議 | 長 | 「坂本町長」 |
| 坂本町 | 長 | それでは、議案第14号「松野町道の路線認定について」提案理由を御説明申し上げます。 |
| 坂本町 | 長 | 本案は、道路法第8条第2項の規定にもとづき、松野町道の路線認定について、議会の議決を求めるものであります。 |
| 坂本町 | 長 | 国道381号松野東バイパスの供用開始によりまして、愛媛県が管理しておりました旧道区間1693.8mにおいて、吉野橋をはじめとする施設改修工事が進められておりましたが、このほど工事が完了 |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>し、旧道区間を町道へ移管することについて愛媛県から要請がありました。</p> <p>本路線は、吉野地区の中心部に位置し、地域住民の生活道であるとともに集落間を結ぶ重要な路線であることから、その他町道507号線、吉野中央線として認定し本町において管理を行うものであります。</p> <p>以上、本議案につきまして、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | 長 | <p>これから本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第14号は、即決したいと思います。</p> |
| 議 | 長 | <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第14号は即決することに決定しました。</p> <p>これから議案第14号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第14号「町道の路線認定について」は、原案の</p> |

| | |
|--|---|
| <p>議 議 議 坂 本 町 議 坂 本 町</p> | <p>とおりに可決することに決定しました。</p> <p>ここでしばらく休憩します。 (10:28)</p> <p>(休憩 10:28 ~ 再開 10:40)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:40)</p> <p>日程第22 議案第15号「平成30年度松野町一般会計補正予算(第7号)」以下、日程番号の順を追い、</p> <p>日程第27 議案第20号「平成30年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」までの各案を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、議案第15号から第20号まで、「平成30年度松野町一般会計補正予算(第7号)」ほか、特別会計5会計の補正予算につきまして、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>本年度最終の補正予算は、各種事業費の確定や精算見込みによる過不足の調整と特別な事情を鑑み、特別会計を含めた決算状況を見通しながら編成をしております。</p> <p>まず、議案第15号「平成30年度松野町一般会計補正予算(第7号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億10万4千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ36億4千600万9千円にしようとするものであります。</p> <p>はじめに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、第2表に事業名と金額を掲載しております。諸事情により繰越が必要となった事業は、会計年度任用職員制度導入支援業務委託事業ほか14事業で、繰越総額は3億1千733万7千円としております。</p> <p>これにつきましては、可能な限り早期に完了できるよう取り組む所存であります。</p> <p>次に債務負担行為の補正でございます。</p> |
|--|---|

当初予算におきまして、新庁舎建設実施設計委託料として、2千710万円の限度額を設定しており、本年度、新庁舎建設基本設計委託料1千140万円を予算計上しておりましたが、平成30年7月豪雨災害の影響により基本計画の作成時期が3ヶ月程度遅れ、年度内での契約等が困難となったため、実施期間を平成30年度から平成31年度へ変更するものであります。

次に、歳出補正予算のうち、追加する主な内容のものは、2款総務費では、一般管理費に退職職員に係る退職手当の調整により、退職手当負担金325万6千円を追加するほか、コミュニティバス運行費には、宇和島自動車が行う町内バス路線の赤字補てんに対する補助として、生活交道路線維持費補助金189万4千円を追加し、4款衛生費では、保健衛生費に、患者数の減少を背景に厳しい経営状況が強いられている中央診療所において、平成30年度決算が赤字となる見込みのため、その収支補填分として中央診療所特別会計繰出金3千600万円を追加計上しております。

一方、減額となる歳出補正予算の主なものは、2款総務費の企画費では、宇和島地区広域事務組合における、環境センター及び汚泥再生処理センターの施設管理運営費の実績見込み等により、宇和島地区広域事務組合負担金554万3千円を減額するほか、庁舎建設費では、庁舎建設基本計画において、町民の皆様のニーズ等を反映させるため、住民座談会をとおして、御意見を頂戴することとしておりましたが、平成30年7月豪雨災害の影響により住民座談会を一時休止したことから基本計画の作成時期も3ヶ月程度遅れ、年度内での契約等が困難となったため、基本設計委託料1千140万円を減額し、3款民生費の災害救助費では、実績見込みにより7月豪雨災害関連経費として、廃棄物最終処分委託料1千170万1千円ほか、廃棄物仮置場用機械借上料534万円、被災した世帯の生活支援を図ることを目的に、住宅の修繕等に要する経費の一部を補助させていただいた浸水被害緊急支援金544万円、被災者生活再建緊急支援金673万1千

円、災害援護資金貸付金1千500万円をそれぞれ減額しております。4款衛生費の保健センター費では、入札執行により、保健センタースプリンクラー整備事業に係る工事請負費674万円を減額し、6款農林水産業費の担い手育成対策費では、7月豪雨災害による農業用施設や機械の復旧等に要する経費の一部を補助させていただいた、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金を実績見込みにより940万円減額しております。農地費では、中山間地域総合整備事業について、国の事業要望に対する配分額の減によりまして、事業費負担金1千515万円、鳥獣被害対策費では、捕獲実績見込みにより、有害鳥獣捕獲報償費497万5千円を、広域基幹林道整備費では、県営事業によります延野々遊鶴羽線と豊岡宮川線の開設事業を予定していましたが、国庫補助金の減額内示によりまして、延野々遊鶴羽線のみ事業実施となったことから、事業費負担金375万円を減額しております。8款土木費の道路新設改良費では、道路舗装修繕事業が国庫補助対象外となったことによる事業の取り止め、及び入札執行による事業費の減額等により、工事請負費を1千154万2千円減額し、11款災害復旧費の林業施設災害復旧費では、入札執行により工事請負費635万1千円を減額、12款公債費の元金では、29年度同意債借入に係る額、時期及び利率の確定に伴う調整により、1千462万4千円減額をしております。

次に、歳入の補正予算のうち、追加する主な内容は、一般財源では、1款町税のうち町民税を、課税所得の増などにより416万2千円、固定資産税は、新築家屋数の増や太陽光発電施設の設置数、企業設備投資額の増による償却資産の増により、577万2千円をそれぞれ追加しております。特定財源では、13款国庫支出金に平成30年7月豪雨が激甚災害の指定を受けたことによる国庫補助率の嵩上げにより、災害復旧費国庫負担金6千124万8千円を追加し、20款町債のうち、災害復旧事業債に災害廃棄物処理事業費の充当財源として、災害対策債2千810万円を追加をしております。

一方、減額となる歳入の主な内容は、特定財源では、各種事業費の決算見込みにより、12款使用料及び手数料のうち、ごみ袋販売手数料1千20万円、14款県支出金2千989万2千円、17款繰入金のうち庁舎建設基金繰入金1千140万円、20款町債のうち過疎対策事業債5千450万円、現年発生補助災害復旧事業債5千640万円をそれぞれ減額し、一般財源では、最終の財源調整により、17款繰入金のうち財政調整基金繰入金を4千万円、18款繰越金3千925万2千円を減額しております。

続きまして、特別会計の補正予算について、御説明申し上げます。

議案第16号「平成30年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ134万1千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5億9千722万9千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより、6款保健事業費の特定健康診査等事業費120万4千円を減額をしております。

歳入の主なものは、3款国庫支出金に、7月豪雨災害において特例措置として保険料の減免を実施したことに伴う災害臨時特例補助金97万8千円のほか、8款繰越金1千56万3千円を追加する一方、1款国民健康保険税470万円、4款県支出金779万6千円、7款繰入金86万2千円をそれぞれ減額をしております。

次に、議案第17号「平成30年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千955万3千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億1千879万2千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより、1款総務費の施設管理費では、夜間看護手当100万円を減額するほか、2款医業費の医薬品衛生材料費450万円、給食費200万円、3款施設整備費では、入札執行により、スプリンクラー等整備事業に係る設計監理委託料及び工事請負費1千130万6千円を減額しております。

歳入の主なものは、決算見込みにより、1 款診療収入 4 千 5 6 1 万 8 千円と、9 款町債 1 千万円を減額する一方、患者数の減少を背景に厳しい経営状況を強いられ、平成 3 0 年度決算の形式収支を調整するため、赤字補填分に係る措置として、6 款繰入金に 3 千 6 0 0 万円を追加し、7 款繰越金で調整をしております。

次に、議案第 1 8 号「平成 3 0 年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）」になります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 千 5 7 6 万 6 千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6 1 2 万 8 千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、1 款総務費の総務管理費に、水道本管の老朽化に伴う漏水対策経費として、修繕料 5 5 万円、資材費 5 8 万円を追加するほか、簡易水道特別会計の経営健全化と今後の水道施設更新事業の財源を確保するため、財政調整基金積立金 1 千 3 0 0 万円を追加し、これに対応する歳入としては、4 款繰越金 1 千 5 7 6 万 6 千円を追加しております。

次に、議案第 1 9 号「平成 3 0 年度松野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 8 万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8 千 5 万 8 千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより、2 款保険給付費の介護サービス等諸費 3 2 0 万円と介護予防サービス等諸費 3 3 0 万円を減額する一方、特定入所者介護サービス等費 6 5 0 万円を追加しております。

歳入の主なものは、決算見込みによりまして、1 款保険料 1 千 8 0 2 万 1 千円を減額する一方、7 款繰入金 1 千 6 4 6 万 9 千円を追加しております。

次に、議案第 2 0 号「平成 3 0 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出そ

| | |
|---|--|
| | <p>れぞれ720万2千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6千229万8千円にしようとするものであります。</p> <p>歳出では、実績見込みによりまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金585万4千円と3款保健事業費の後期高齢者健康診査負担金など134万8千円を減額し、歳入の主なものでは、決算見込みによりまして、1款後期高齢者医療保険料394万円を減額するほか、3款繰入金263万6千円、5款諸収入の受託事業収入134万8千円をそれぞれ減額する一方で、4款繰越金71万6千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| 議 | <p>長 これから各案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>長 質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第15号から議案第20号までの各案は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 | <p>長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第15号から議案第20号までの各案は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論、採決を行います。</p> <p>この討論、採決は、議案ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第15号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>長 次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |

| | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第15号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第15号「平成30年度松野町一般会計補正予算(第7号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第16号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第16号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第16号「平成30年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第17号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第17号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第17号「平成30年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第2号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第18号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>（反対討論 ～ なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>（賛成討論 ～ なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第18号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（起立 ～ 全員）</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第18号「平成30年度松野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第19号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>（反対討論 ～ なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>（賛成討論 ～ なし）</p> |
| 議 | 長 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第19号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>（起立 ～ 全員）</p> |
| 議 | 長 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第19号「平成30年度松野町介護保険特別会計補正予算（第3号）」については、原案のとおり可決することに決定し</p> |

| | |
|-----------------|--|
| 議 議 | <p>ました。</p> <p>最後に、議案第20号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> |
| 議 | <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから議案第20号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> |
| 議 | <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第20号「平成30年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに決定しました。</p> |
| 議 | <p>日程第28 議案第21号「平成31年度松野町一般会計予算」以下、日程番号の順を追い、</p> |
| 議 | <p>日程第34 議案第27号「平成31年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」までの7会計の平成31年度予算を一括議題とします。</p> |
| 坂本町 議 坂本町 | <p>町長に提案理由の説明並びに予算編成方針の説明を求めます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、議案第21号から第27号まで、平成31年度松野町一般会計予算ほか、特別会計6会計の当初予算の概要並びに町政の基本方針と重点施策について説明を申し上げます。</p> <p>お手元の町政の基本方針と当初予算という冊子をご覧ください。</p> <p>少々長くなりますがよろしく願います。</p> <p>まず、国の予算編成の動向でございますが、国の平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」にもとづき、一人ひと</p> |

りの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組む予定とされております。

厳しい財政状況の中での、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算でありまして、聖域なき見直しを推進するとし、地方においても、国の取り組みと基調を合わせて徹底した見直しを進めることとされております。このような基本的な考えのもとで、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けて設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるとともに、本年10月1日に予定されております消費税率の引上げにおいては、引上げの前と後での消費の平準化を図るための十分な支援策を行うとし、相次ぐ災害対応としては、重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のための緊急対策を3年間で集中的に実施することとされております。

このような編成方針のもと、国の平成31年度一般会計予算は、101兆4千571億円、前年度比3兆7千443億円3.8%増となり、7年連続で過去最大を更新し、当初予算としては初の100兆円の大台を超えているところでございます。

次に、地方財政対策でございますが、国の平成31年度における地方財政対策は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成30年度上回る額を確保することとしております。

その結果、地方の一般財源総額は、前年度比5千913億円1.0%増の62兆7千72億円となり、うち地方交付税は、地方税が増収となる中で、前年度比1千724億円1.1%増の16兆1千809億円、臨時財政対策債は財源不足額の大幅な縮小により、前年度比7千297億円18.3%減の3兆2千568億円とされたところであります。

地方財政対策の主なものでは、平成31年10月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成31年度は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから、地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応することとして2千349億円を計上しております。

また「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」にもとづく事業費1兆1千518億円を計上し、これと連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費3千億円を計上するとともに、平成31年度においても引き続き、公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として4千800億円を計上しております。更に地方創生の実現のためにまち・ひと・しごと創生事業費1兆円計上し、地方の取り組みを積極的に支援することとしております。

また、町の主要財源である過疎対策事業債は、過疎地域の自立促進のための施策を推進するために事業を充実されることとし、前年度比100億円2.2%増の4千700億円が地方債計画において措置をされております。

次に、県の当初予算は、西日本豪雨からの復旧・復興を最重要課題とし、3期目の中村県政推進に向け、公約である「防災・減災」「人口減少対策」「地域経済活性化」の3本柱を一層進めるものとされております。

防災・減災では、道路や河川などの社会基盤の復旧に加え、かんきつ園地再編復旧・営農継続支援経費を盛り込むほか、今回の災害を教訓とした、土木災害警戒情報の発信強化や罹災証明書の早期発行に向け、県内市町統一システムの導入を図るとされております。

人口減少対策では、県内官民が一体となった「子育て応援県民会議」の設置や子育て支援の官民共同ファンド創設を目指すとともに、企業や大学などと連携した子育て支援にも力を注ぐこととされ、地域経済

活性化では、えひめこどもの城やとべ動物園の魅力向上対策をはじめ、デジタルマーケティングによる誘客促進などの商工・観光振興に取り組むとされております。

このような編成方針のもと、平成31年度の一般会計予算は6千440億円、前年度比213億円3.4%増で、中村知事が就任されてから過去最大規模の当初予算となっております。

また、歳出の特別枠では、「防災・減災強化枠」に、南海トラフ地震など大規模災害への備えとして、災害情報伝達手段の強化や被災者生活再建支援システムの導入、宇和島警察署建替えなど51事項に98億円、更に「愛顔枠」には、人口減少対策や地域経済の活性化など重要課題への対応として、働き方改革・行政事務効率化の推進、「あのこの愛媛」を活用した雇用・移住マッチングの促進、デジタルマーケティングによる誘客促進、県立学校の全教室への空調設備整備など165事項に58億円を配分されております。

これら国や県の方針を踏まえての本町の予算編成でございますが、平成31年度の一般会計当初予算は、平成30年度に引き続き、町民との協働のまちづくり、防災・交流拠点の充実・強化を図るため、住民ニーズに幅広く応えることができる新庁舎整備事業を推進するほか、平成30年7月豪雨災害の経験を生かし、更なる防災・減災対策の強化に取り組むとともに、自治コミュニティ充実強化のための支援や公共施設の長寿命化対策、健康福祉の充実と農林業や商工業、観光業に対する活性化振興施策、少子・高齢化問題へ対応するための移住・定住施策の推進や子育て環境の充実、教育の充実と文化・スポーツの振興など、第5次総合計画及び森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を中心に、地方創生と町が抱える懸案事項への対応を主眼として編成した結果、前年度比3億3千100万円、10.5%増の34億7千500万円としたところであります。

普通建設事業などの投資的経費の主なものは、新庁舎整備事業をはじめ、保健センターの改修事業、最終処分場法面補強事業、獣肉処理

加工施設改修事業、中山間地域総合整備事業、ため池等整備事業、広域基幹林道整備事業、道路改良事業、道路舗装・橋梁修繕事業、がけ崩れ防災対策事業、消防設備整備事業、不器男記念館改修事業、スポーツ交流センター改修事業などで、前年度比75.1%増の7億3千344万5千円としております。

このほかの政策的経費は、重点施策にもとづいてソフト事業を中心に編成しており、新規又は拡充した事業の主なもの、各部落が自主的に地域づくりを推進していくための交付金制度の創設や、次世代につながる果樹産地づくりとして施設を整備する農家に対する補助、高齢者の通院や買い物など、外出支援に係るタクシーチケットの交付、インターネット等を活用したふるさと納税の更なる推進、コミュニティバスをより有効的に活用し、持続可能な制度として確立するための貨客混載調査事業の実施、林道の橋梁点検及び補修・架替え費用の縮減を図るための計画書の策定、東小学校をモデルとした児童用の机・椅子の木製化事業の実施、森の国大運動会の開催によるスポーツ振興など、国県補助金や過疎対策事業債のソフト事業分を有効に活用しながら実施することとしております。

また、特別会計6会計の当初予算規模は18億950万円で、前年度比3千190万円1.8%の増となり、一般会計を合わせた全会計の当初予算規模は52億8千450万円、前年度比3億6千290万円7.4%の増となったところであります。

次に、町政の基本方針と重点施策について申し上げます。

急速に進む人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を築いていくため、国・地方を挙げた地方創生の取り組みが推進されております。国では、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と成長戦略の核となる「生産性革命」を最優先課題として位置づけるとともに、生涯現役社会への実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取り組みをすすめ、少子高齢化という我が国が直面する課題に立ち向かうこととしております。

このような中で、本町においては、「小さな町の大きな挑戦」を町政の基本方針に、「住民が主役、地域が舞台のまちづくり」「初心を忘れず、改革を恐れず」「実利追求、成果重視」これらを施策推進のスタンスとして、第5次総合計画と森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた各事業を計画的かつ迅速に実施し、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的・持続的に取り組むこととしております。

重要施策につきましては、5つの行政分野でそれぞれテーマを掲げており、まず、1つ目の健康・福祉分野では「健やかで生きがいに満ちた“森の国”」の実現に取り組めます。

世界に例を見ない急速な人口減少と超高齢社会を迎え、地方においてはコミュニティの存続とともに、高齢者福祉の充実が求められている中で、町民誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしと健康で自立した生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化、推進のために、保健・医療・福祉・介護の連携のもと切れ目のない支援体制や、生涯にわたる健康づくりを推進し、高齢者福祉、障害者福祉の充実により健康寿命の延伸を図るとともに、関係機関、住民との協働による防災、要配慮者対応の取り組みを推進します。地域包括ケアにおける医療の中核として、中央診療所においては一層の健全経営に取り組むとともに、引き続き医師不足解消並びに看護師確保対策に努め、また、高齢化が進み、交通弱者、買い物弱者が増える中で、重要な交通手段であるコミュニティバスの円滑な運行のほか、外出支援に係る補助制度の運営など、地域公共交通体系の見直しに向けた調査研究に取り組めます。

次に、2つ目の産業・雇用の分野では「賑わいと活気にあふれた“森の国”」を目指します。

町の基幹産業である農林業は、経営規模が零細で労働生産性が低い上に、ますます加速化する高齢化、少子化に伴い、人口減少による担い手・後継者不足問題など厳しい現実に加え、鳥獣被害の増大を主因

として、耕作放棄地の増加や農村コミュニティの衰退など様々な問題に直面しております。このような課題を克服すべく、農業分野では低迷する基幹産業再生のため、担い手の確保、育成や地域おこし協力隊員の活動支援に努めるとともに、特産作物の維持・拡充や生産性、収益性の高い農業施策の展開により、中山間地域の持つ多面的な特性をより生かしながら、農家所得の向上、農村社会の衰退に歯止めをかける取り組みを推進します。また、引き続き、高級和菓子メーカー「源吉兆庵」との連携協定による原材料供給事業を推進するほか、6次産業化を担う特産品販売促進協議会による販売促進活動を充実させる所存です。林業においては、新たな森林管理システムや、森林環境譲与税の活用を図りながら、森林経営管理法の施行に伴う森林整備事業への的確な対応と、県の次期林業躍進プロジェクトを見据えた林業施策を展開します。具体的には、成熟した豊富な森林資源の有効活用やまきステーションを中心とした木質バイオマス供給体制の推進、自伐林家の育成、特産林産物の生産振興などにより森林資源の循環利用を図って参ります。商工観光分野におきましては、中小企業の経営支援や創業支援による商工業の振興、立地企業との連携による地域経済の活性化を図るとともに、地域資源を生かした特徴ある観光まちづくりを推進し、また、拠点となります観光施設については、経営体制の確立と民間活力の導入によって、効果的・効率的な経営を行って参ります。

次に、3つ目の環境・防災の分野では「安全で快適な暮らしの“森の国”」への取り組みを進めます。

今後30年以内の発生が高確率とされる南海トラフ巨大地震など、大規模災害の発生が懸念されている中で、安全で快適に暮らせる、災害に強いまちづくりは喫緊の課題であります。このため、地域防災計画の改定、更なる防災体制の充実や自主防災会の活動強化を図るとともに、平成30年7月豪雨災害での経験を教訓に、命を守ることを基本として、被害の最小化を主眼とする減災の考え方にもとづき、住民

一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動がとれるよう、自助、共助の取り組みを強化して、支援していくための防災・減災対策を推進いたします。

また、町民の快適な暮らしの確保のために、多様性に富んだ豊かな自然環境の保護や社会基盤の整備などの取り組みを強化し、生活環境においては、急速に進行するインフラの老朽化に対応した適切な維持管理と社会資本整備の計画的な事業推進を図ります。

特に、大規模な自然災害発生への事前防災・減災対策を強化するとともに、多様な住環境ニーズに対応するため、住宅マスタープランにもとづく住宅整備の検討を行うほか、環境に対する啓発活動や廃棄物・リサイクル対策等による循環型社会の構築、新エネルギー導入による地球温暖化防止対策の推進に努めます。また、景観計画にもとづきまして、奥内の棚田及び農山村景観など「森の国まつの」の有する豊かで美しい自然景観の継承と薫り高い歴史文化遺産の保全・活用に努めます。

次に、4つ目の教育・子育ての分野では「子どもたちの夢が広がる“森の国”」の実現を図ります。

少子化の進行に伴い地域の児童生徒数は大きく減少しておりまして、今後、教育水準や教育活動を維持向上するために適切で効果的な対応が求められております。安心して子どもを産み、元気にすくすくと育つ環境づくりは、少子化時代の中で、町の未来づくりにとって大きな課題であります。

このような中で、「人心緑化の町」宣言と「人権尊重の町」宣言の精神を教育の基本理念として、「森の国まつの」の豊かな自然や貴重で個性的な歴史・文化資源、人材などを最大限活用しまして、「学び合い未来へ紡ぐ人づくり」に資する、地域の特性を生かした教育施策を展開して参ります。学校教育では、ふるさと松野を守り育てることのできる「心」と「身体」、「知恵」を身につけさせる教育の創造により、次代を担う子どもたちの育成と地域課題への解決を目指します。社会教

育では、学校や地域、関係機関団体等が連携・協働しながら、多様な学びの機会を創出し、その成果が地域づくりへの実践へとつながる地域解決型学習に取り組みます。更に、全ての教育活動において、互いに人権が尊重され、部落差別をはじめとする、あらゆる差別・偏見を解消するため、拡がりや深まりのある人権・同和教育を推進します。子育て施策の推進では、子育て世帯の育児に対する負担や将来生活に対する経済的な不安を払拭するため、医療費、給食費、保育料等の負担軽減策を継続するなど、妊娠中から乳幼児期、就学後の学校教育と切れ目なく連続的で細やかな支援や、親が安心して働くことができる環境づくりを行い、本町で産み育てたいと願う若者の増加を図ります。

最後に、5つ目の行政改革・住民との協働の分野では「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」を確立して参ります。

我が国ではアベノミクスの推進により、国民生活に密接な関係を持つ雇用・所得環境も大きく改善し、経済の好循環が着実に回り始めています。しかしながら、国の財政運営では依然として慢性的な財源不足が生じ、財政の健全化が求められております。このような中で、社会経済情勢の変化による様々な行政課題に的確に対応するためには、地方創生の推進、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であり、活力ある地域社会の構築が必要となっております。

本町の財政は、生命線とも言える地方交付税や譲与税等に依存し、この動向に大きく左右されやすい体質であるがために、一時期、厳しい財政運営を強いられておりました。平成21年度以降、行財政改革の断行、事業の厳選等の施策により、回復基調であった財政状況は、平成29年度を転機として再び緊縮傾向で推移する見通しであります。このような状況から、事業の効率化と重点化、財源確保に取り組み、将来的に持続可能な行財政基盤の確立に努めて参ります。喫緊の課題である新庁舎建設については、防災拠点の役割を果たすとともに、町民協働のまちづくりを実現するための住民生活に密着した庁舎

| | |
|-----------|--|
| | <p>の早期完成を目指し、実施設計業務に取り組んで参ります。また、広報広聴機能の充実により行政情報の発信、町民の意見集約に努めるとともに、地域住民の集落機能の維持強化や特色ある地域づくりのため、各地域で自らが策定する地域計画の実践と地域資源の活用を促す取り組みを展開します。更に、町民の理解と信頼を高めるため、計画的な職員研修の実施により自己啓発を促し、役場職員の資質改善、問題解決能力と危機管理能力の向上に努めて参ります。</p> <p>以上、当初予算の大要並びに町政の基本方針と重点施策を述べましたが、会計別予算の概要等につきましては、この後、副町長から説明をいたします。</p> <p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>町長の提案理由の説明並びに予算編成方針の説明が終わりました。</p> <p>続いて、副町長より全会計にわたり総括説明を受けることにします。</p> |
| 議 長 | 町長の提案理由の説明並びに予算編成方針の説明が終わりました。 |
| 須 山 副 町 長 | 「議長」 |
| 議 長 | 「須山副町長」 |
| 須 山 副 町 長 | <p>町長からの説明に続きまして、私のほうからは、同じ資料の10ページ以降「各会計別当初予算の概要」につきまして前年との比較増減の要因等のポイントを御説明を申し上げます。</p> <p>まず、「1 全体会計の一覧」10ページの表をご覧ください。</p> <p>平成31年度の一般会計と特別会計6会計を合わせた当初予算総額は、52億8千450万円で、前年と比べ3億6千290万円、7.4%の増、この内、一般会計の当初予算は34億7千500万円で、重点分野を中心に各施策を着実に推進することを基本に編成をいたしました結果、庁舎建設事業のほか、公共施設の長寿命化などに要する投資的経費の増額を主な要因といたしまして前年度対比で3億3千100万円、10.5%の大幅な増となっております。なお国及び県におきましては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災</p> |

対策等の重要課題に取り組むため、その備考欄にありますように、3%台の伸びとなっているところでございます。

また、特別会計6会計の予算規模は、18億950万円で、前年度比3千190万円1.8%の増としております。

12ページをお開きください。

「一般会計予算の歳入」の状況について、主なものを御説明いたします。

まず、自主財源のうち、17款「寄附金」は、1千5万1千円で、いわゆるふるさと納税の増を見込み、前年度比200万円24.8%の増といたしております。一方、13款使用料及び手数料につきましては、指定ごみ袋の使用料が安定しておりますことから、実態を踏まえましてごみ袋販売手数料を1千万円減額したため、15.8%の減となったほか、16款財産収入におきましては、滑床養魚場における生産物売払収入117万8千円の減を要因に、23.3%の減としております。

18款「繰入金」は、1億1千931万3千円で、前年度比92万9千円の微増ですが、慢性的な財源不足を補うため、31年度におきましても財政調整基金から1億円の取り崩しを余儀なくされる状況でございまして、引き続き、行財政改革の推進、事業の見直しにつきまして、取り組む必要がございます。庁舎建設基金繰入金につきましては、基本・実施設計並びに地質調査にあてるため335万2千円の増の1千475万2千円を計上しております。

19款「繰越金」は4千600万円で、前年度比3千300万円の増とし、最終の財源調整として計上したものでございます。

次に依存財源のうち、2款「地方譲与税」から9款「地方特例交付金」は、地方財政計画の伸び率等を参考として計上をしております、合計では、1億1千320万1千円、前年度比50万円0.4%の減としております。

次に、10款が歳入全体の48.8%を占める「地方交付税」でござ

います。前年度比2千500万円1.5%増の16億9千500万円を計上しております。こちらにつきましては、後ほど15ページのところで詳細に説明をさせていただきます。

14款「国庫支出金」は、2億2千739万2千円、前年度比4千491万1千円24.6%の増であります。これは、消費税増税に伴います措置として実施されますプレミアム付商品券事業1千410万4千円や、道路改良並びに橋梁修繕にかかる社会資本整備交付金1千200万円の増と防災安全社会資本整備交付金1千54万9千円の増などによるものでございます。

最後の21款「町債」は、6億2千321万5千円で、総予算に占める割合は17.9%、前年度の4億1万9千円に比べますと、2億2千319万6千円55.8%の大幅な増となっております。

資料の17ページ「町債の明細」のところをお開きください。

この表は起債種別ごとに発行予定額と交付税還元率等について示しているものでございます。その表の一番下の段にありますように、30年度末の残高見込額は44億2千723万3千円で、31年度中の借入予定額と償還予定額を加除した31年度末の残高見込額は46億7千308万7千円を見込んでおります。

31年度中の借入予定額は、上から順に、防災対策事業債では、7か所分のがけ崩れ防災対策事業に4千430万円、緊急防災・減災事業債では庁舎建設事業ほか1件に620万円、公共施設等適正管理推進事業債では、庁舎建設事業に2千970万円、辺地対策事業債では、町道1路線の改良事業に1千730万円、過疎対策事業債では、ハード分として、スポーツ交流センター改修事業ほか21事業に3億4千420万円、ソフト分としては、地域づくり交付金事業ほか31事業に1億1千680万円の計4億6千100万円としております。

臨時財政対策債は6千471万5千円で、地方財源の補てん措置として地方財政法第5条により発行が認められております起債でございまして備考欄に記載のとおり、全て交付税での還元がある起債とな

っているところでございます。

また、その下のグラフは、10年間の地方債現在高の推移を示すものでございますので後ほど御参照を願います。

次に13ページの下の方の「町税の明細」についてでございますけれども、次の14ページの表にありますように町税全体では、合計欄の2億6千495万8千円を見込んでおりまして、前年度との比較で785万円2.9%の減としております。

我が国の景気は緩やかに回復をしており、雇用・所得環境の改善が続いておりますけれども、本町におきましては、平成30年7月豪雨災害の影響によりまして、個人の生活用資産及び償却資産等の被害を受けた方につきまして、町民税におきまして雑損控除が適用されることから、課税標準額が減額となり減収となるものと想定をしております。このことから平成31年度の町税収入は、直接税のうち、町民税は、前年度対比5.5%減の9千196万4千円、固定資産税は1億3千570万3千円と推計し、前年度比185万3千円1.3%の減、軽自動車税は前年度比、微増の1千522万9千円としております。間接税のうち、たばこ税につきましては、前年度までの実績等を踏まえまして、前年度比69万6千円3.4%減の1千994万8千円と見込んでおります。

次に、15ページの「地方交付税」の明細でございます。

31年度の地方交付税は、16億9千500万円、前年度の当初予算比で2千500万円1.5%の増としておりまして、臨時財政対策債を含みますと、17億5千971万5千円で、前年度比1千29万6千円0.6%の増でございます。31年度の地方交付税の動向は、地方交付税算定の基礎となる地方財政計画では、地方の人づくり革命の実現や地方創生の推進などの諸課題に取り組む実情を踏まえまして、一般財源総額は前年度を上回る6兆7千億円が確保されましたものの、地方税が増収となる中、臨時財政対策債を含む、実質的な地方交付税の総額は、0.5兆円の減とされています。

本町におきましては、近年の大型建設事業の財源として、多額の起債を発行いたしましたことによりまして、29年度から借金の返済にあたる公債費が、これまでの減少傾向から増加に転じ、これに連動して地方交付税における公債費算入額が増加する見込みであります。国全体の臨時財政対策債を含む地方交付税総額の減額のほか、昨年度は7月豪雨災害に伴いまして特別交付税が増額となった要因もございまして、31年度の地方交付税と臨時財政対策債の合計額は前年度と比べ減収となるものと想定をされまして、31年度の決算見込みにおいて、地方交付税は17億3千181万7千円、前年度比2千112万8千円で1.2%の減、臨時財政対策債を含みますと17億9千653万2千円で、前年度比3千562万4千円1.9%の減になると推計しているところでございます。

中段の表、31年度の欄をご覧ください。

31年度の当初予算では、財源調整の結果、普通交付税の計上額を、当初見込額である16億556万9千円に対し、15億7千500万円としたところでございます。なお、交付見込額との差額であります3千56万9千円につきましては、今後の補正予算の財源として保留している状況でございます。

臨時財政対策債は、地方債計画で示されました市町村分の伸び率を用いまして、6千471万5千円、前年度比1千449万6千円18.3%の減と推計しています。

特別交付税につきましては、30年度の交付額が決定しておりませんが、前年度対比で1千万円の減、1億2千万円を計上したところでございます。

また、下段には、22年度から10年間の地方交付税等の推移を掲載しておりますので、お目通しください。

続きまして16ページ「一般会計主要基金の明細」でございます。

左端の区分によりまして、前年度末現在高、年度中の積立額と取崩額、年度末現在高と前年度対比の増減額・増減率の順で記載しており

ます。

まず、財政調整基金につきましては、21年度から28年度の8年間は行財政改革の効果が表れるとともに、地方交付税の回復などの影響もあり、財源留保のために積立てを行い、年度末残高も過去最高の9億円を超えることとなりました。しかしながら、29年度からは一転して財源不足が生じ、その基金の取り崩しを余儀なくされているところでございます。30年度では、29年度決算時点での剰余金の2分の1相当額と歳出予算における利子相当額の合計5千423万1千円を積み立てる一方で、財源調整として8千万円を取り崩すこととしており、30年度末の財政調整基金残高は、前年度対比2千576万9千円減少の8億3千267万8千円となる見込みでございます。

庁舎建設基金につきましては、25年度におきまして基金を造成し、5ヶ年計画によりまして、29年度末までに1億7千500万円を確保することとしておりましたが、30年度末現在高は目標額を大きく上回る2億8千101万6千円となりまして、31年度からは事業推進に必要な財源として活用することとしております。

減債基金は、三位一体の改革等に伴います財政状況の悪化により、16年度にその全額を取崩し、以降、基金残高を有しない状況でありました。近年では、大型建設事業の増加により、地方債現在高も24年度から徐々に増加し、地方債元利償還金も29年度から増加に転じました。現在、30年度末残高6千519万2千円につきましては、今後、庁舎建設にかかる将来の公債費負担に対応したいと考えております。

18ページからは「歳出」の説明資料でございます。

一般会計各款別の歳出予算額と構成比、前年度との比較増減の状況を掲載しております。

歳出の主な内容につきましては、22ページの「投資的経費明細」、23ページから30ページの「主要事業一覧表」に記載しておりますので、お目通しいたきまして、予算審議の参考としていただければ

と思います。

ここでは、款別の主な増減の状況につきまして御説明をいたします。

4款の衛生費でございますけれども、18ページ4款衛生費は2億5千233万4千円で構成比は7.3%、前年度比7千643万3千円43.5%の大幅な増であります。増額の主な要因は、町保有の最終処分場法面補強事業費4千738万1千円の増、築後22年を経過した保健センター改修事業費1千329万5千円の増、パッカー車購入費984万4千円の増など投資的経費の増加によるものであります。

6款農林水産業費は、3億3千639万7千円で、前年度比5千50万円17.7%の増としております。増額の主な要因は、獣肉加工処理施設改修事業費2千886万3千円の増、新たにキウイフルーツの花粉栽培に取り組むための次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業費補助金1千226万2千円や農林公社、まきステーションで使用する設備、備品購入費などが増加いたします一方、イノシシ、シカなどの有害獣捕獲頭数の減少から鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費271万8千円の減となっております。

8款土木費は、3億9千480万7千円で、前年度比7千462万7千円23.3%の大幅な増であります。増額の要因は、道路新設改良事業費4千982万9千円の増、がけ崩れ防災対策事業費2千236万1千円増によるものであります。

9款消防費、19ページの9款消防費におきましては、7月豪雨災害等を踏まえまして、地域防災計画を改定することとし、442万4千円を計上するとともに、必要な機材整備、気象情報提供サービスによる情報収集強化など、防災施策を推進するため、前年度対比755万3千円、21.5%の4千268万6千円としております。

10款教育費は、3億4千273万3千円で、前年度対比8千843万4千円、34.8%の大幅な増としております。主な要因は建設後30年を経過いたしますスポーツ交流センターの改修事業費5千8

64万4千円や不器男記念館の一部改修、土地・家屋取得費2千463万2千円増をはじめ、東小学校の木製机・椅子購入費144万円など新規事業によるものでございます。

12款公債費につきましては、前年度対比1千50万6千円、2.8%増の3億9千185万2千円を計上しております。過去の新規地方債発行抑制策によりまして、28年度まで減少傾向で推移をしておりましたけれども、近年では大型建設事業の実施に伴い、多額の過疎債を発行したことによりまして、29年度を起点として以降、増加傾向で推移する見込みでございます。今後とも、真に必要な建設事業の厳選などによりまして、公債費の抑制と平準化に努めなければならないと考えている次第でございます。

以上で一般会計の説明を終りまして、31ページからは特別会計を、歳入、歳出の主な項目に区分して、過去8年間の決算と30年度の決算見込み、31年度の予算計上額を取りまとめております。

31年度の歳入、歳出予算の概要を御説明申し上げたいと思っております。

まず、「(1) 国民健康保険特別会計」の予算規模は前年度同額の5億7千万円としております。

30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が愛媛県に移行し、これまで市町単位で行われてきた運営が広域化されまして、安定的な財政運営と効率的な事業運営が展開をされております。

国保会計は、医療費の動向が重要な要素でございまして、保険給付費は30年度の決算見込みに比べ538万1千円の増、保険税収入は、30年度決算見込みとほぼ同額の7千378万3千円と推計しております。

今後とも、特定健診の受診率の向上対策や、予防活動の充実によりまして、町民の健康増進と医療費の抑制を図り、健全財政を維持することが重要であると考えております。

次に「(2) 中央診療所特別会計」の当初予算規模は、3億1千90

0 万円で、前年度対比 3 千 3 0 0 万円の大幅な増でございます。

地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しているところでございますが、このたび、新たに中央診療所の所長として宮本医師を招聘することになりました。宮本医師をはじめ、自治医科大卒の医師、それからそのほかの医療スタッフが一丸となって住民に親しまれ、信頼される地域医療機関として、患者のニーズに対応した親切、適正な医療サービスの提供と、関係機関との連携による予防からリハビリまでの包括医療の推進のほか、健全経営に努めることが重要であると考えております。

次に「(3) 簡易水道特別会計」の予算規模は 9 千 5 0 万円で、前年度比 5 0 万円 0. 6 % の増であります。

本会計につきまして、事業収入をもって全ての支出を賄える実質的な独立採算でございます。人口減少を背景といたしまして、個人・事業所ともに水道使用料が減少傾向で推移するなど、経営環境は厳しい状況ではあります。3 0 年度の実質収支は 1 千 7 5 4 万 6 千円の見込みでありまして、単年度収支は 7 2 1 万円の赤字となりますが、財政調整基金へ 1 千 3 0 0 万円程度の積み立てを行うことから、実質単年度収支は 5 7 9 万円の黒字と推計をしております。

今後におきましても、経営改善に努めることといたしております。

次に、3 2 ページの上段の「(4) 住宅新築資金等貸付事業特別会計」の予算規模は、3 5 0 万円で、前年度比 2 6 0 万円 4 2. 6 % の大幅な減でございます。当会計は、2 9 年度決算の 3 千 7 3 5 万 2 千円の赤字額が、3 0 年度決算では、4 千 1 3 4 万 4 千円に膨らむ見込みでございます。非常に厳しい状況となっております。

赤字額の解消は、未収金を回収する以外に方法がございませんので、法的な措置も含め、積極的な対策に取り組むことが必要であると考えております。

次に、「(5) 介護保険特別会計」でございますが、当初予算の規模は 7 億 6 千 1 0 0 万円で、前年度比 5 0 0 万円 0. 7 % の増でございます。

| | | |
|---|---|---|
| 議 | 長 | <p>ます。</p> <p>31年度の保険給付費は6億8千450万6千円で、30年度の決算見込に対しまして、約3千800万円の増と予測しております。歳入の財源内訳は、国県支出金が3億1千164万7千円で30年度の決算見込みに対して、1千343万1千円の増、支払基金交付金は1億9千122万円で、1千439万1千円の増、保険料は1億3千227万5千円を見込み、30年度決算見込みに対しまして、1千329万3千円の増としているところでございます。</p> <p>次に「(6)期高齢者医療保険事業特別会計」の予算規模は6千550万円で、前年度比400万円5.8%の減としております。</p> <p>歳入は、保険料3千200万7千円、一般会計からの繰入金2千952万9千円などで構成をされ、歳出では広域連合への納付金6千40万2千円が主な内容となっております。</p> <p>以上、長くなりましたけれども、平成31年度一般会計並びに特別会計当初予算の概要説明とさせていただきます。</p> <p>御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>副町長の総括説明が終わりました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 (11:55)</p> <p>本日は、これで散会します。 (11:55)</p> |
|---|---|---|